資料２

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **基本的方向** | | **取組項目** | **具体的取組** | | |
| **取組名** | **内容** | 備考 |
| (1)市町村の子ども家庭支援体制の構築 | ①市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取組みの支援 | 家庭支援体制の構築に向けた支援 | 子育て世代包括支援センターの設置促進 | 平成27年度より、人材育成研修「母子保健コーディネーター育成研修」や「妊娠・出産包括支援推進連絡会」等の「妊娠・出産・包括支援推進事業」を実施し、子育て世代包括支援センターの設置を促進。現在、府内市町村においては、子育て世代包括支援センターの設置が8割を超えており、全ての未設置市町村においても、令和2年度末までの設置に向け準備が進められている。 |  |
| 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進 | 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定され、令和４年度までに全市町村に設置するという目標が示された。設置促進のため、「子どもの貧困救急対策事業費補助金」等による財政的支援、市町村相談担当者向け研修等の技術的支援を実施。 |  |
| 補助金等による支援 | 大阪府子どもの貧困緊急対策事業費補助金の活用 | 子どもの貧困対策を推進することを目的に市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援。  メニューの１つとして、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置のための補助金が用意されている。 |  |
| 大阪府新子育て支援交付金の活用 | 子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援。  市町村の体制強化、非常勤職員雇用や保護者支援プログラムの実施等に活用が可能。 |  |
| 研修等による支援 | 「大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」及び「市町村ＳＶ研修」の実施 | 平成28年児童福祉法改正により要保護児童対策調整機関に設置された調整担当者について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講が義務付けられたことを踏まえ、スキルアップのための研修を実施。また、令和元年度からは市町村のＳＶ担当職員向けの研修も実施。 |  |
| 子ども家庭センターにおける市町村職員受入れ研修の実施 | 子ども家庭センターにおいて市町村職員を受け入れ、虐待対応などを学ぶ研修を実施。 |  |
| 子ども家庭センターにおける市町村支援担当者の配置 | 各子どもセンターに市町村支援担当者（市町村支援コーディネーター）を配置。 |  |
| 各種ガイドライン等の作成 | 「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」「保健師のための子ども虐待予防対応マニュアル」「大阪府　医療機関（医科・歯科）における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」等の作成により市町村の取組みを支援。 |  |
| ②子どもに対する在宅支援サービスの充実に向けた支援 | 地域子ども・子育て支援事業の充実 | 府内市町村が策定する「第２期子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組み状況の進捗管理 | 子ども・子育て支援法に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業のうち、「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「地域子育て支援拠点事業」「利用者支援事業」「子育て短期支援事業」について、各サービスの提供状況や課題についての把握に努める。 |  |
| (2)子ども家庭センターの体制強化 | ①児童福祉司等の計画的な配置と人材育成 | 計画的な職員配置 | 児童福祉司の増員に向けた計画的な採用 | 子ども家庭センターの体制について、平成24年度以降、児童福祉司を60人増員。さらに国の配置標準を踏まえ、令和9年度までの8年間で児童福祉司を143人増員する計画を策定。 |  |
| 「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」の設置 | 児童福祉法第12条第3項に定めのある「弁護士の配置又はこれに準ずる措置」として、深刻な児童虐待等権利侵害の訴えに対して必要な調査、相談、調整を行い、子ども家庭センターと連携して子どもの最善の利益を図ることを目的に、弁護士・医師からなる「大阪府児童虐待等危機介入援助チーム」を設置。 |  |
| 研修による人材育成 | 新任・新採職員研修および分野別研修の実施 | 初めて子ども家庭センターに配属された職員に対して全体研修と分野別研修を実施し、子ども家庭センターの業務概要や社会的責務を伝えるとともに、相談支援業務に携わる上で必要となる基本的な知識や考え方、技術の習得をめざす。 |  |
| 児童福祉司任用後研修の実施 | 子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、全ての児童福祉司を対象に「知識」「技術」「態度」の個別到達目標の達成をめざした研修を実施。なお、カリキュラムは国通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」に基づいて構成。 |  |
| (3)一時保護機能の拡充 | ①体制や各機能の強化 | 一時保護に関わる職員の専門性の向上 | 一時保護課職員研修の実施 | 被虐待や発達障がい等を背景に抱えた子どもが増加する中で、専門的な知識・理解を持って日々のケアやアセスメントが行えるよう、職員研修を計画的に実施することにより専門的知識や理解の向上を図る。 |  |
| 一時保護された子どもの権利擁護 | 「子どもの権利ノート」の運用 | 入所時に、子ども自身が大切な存在で、考えや意見が大切にされること、他の児童や職員から暴力等の権利侵害を受けたときの対応を「子どもの権利ノート」を使って説明。また、児童の発達に合わせた説明ができるよう、幼児用の絵カード版、小学校低学年用及び高学年以上用の版を作成。加えて、定期的に子どもの権利ノートについて説明する時間を設定している。 |  |
| 意見や苦情を言いやすい環境づくり | 一時保護所内に意見箱を設置するとともに、定期的に子どもの権利ノートについて説明する時間を設定している。また、生活全般や、職員・他児との関係等についてのアンケートを定期的に実施するとともに、アンケート後に職員と個別に面談する時間を確保。 |  |
| 職員自己チェックや組織的自己点検の実施 | 一時保護所職員が、権利擁護の視点から自身の支援を振り返るチェックリストを定期的に実施するとともに、全体の集計を通じて強化すべき点を職員間で共有し取組みを推進。  また、職員自己チェックだけでなく、組織的自己評価を行うため、国の調査研究により示された第三者評価項目案を参考に、大阪府の評価項目を作成中。 |  |
| 第三者機関による視察や子どもの意見聴取 | 意見箱の設置、アンケート及び子どもの面談の機会をつくるなど、子どもの意見聴取の機会を設けている。また、現地の視察も含む、第三者機関の評価導入に向け、大阪府の評価項目を作成中。早期に受審が実施できるよう取り組む。 |  |
| ②個別性が尊重されるような環境整備 | 一時保護の環境及び体制の整備 | 閉鎖的な一時保護環境で過ごす期間の短縮 | アセスメントが終了すればより開放的で自由度の高い一時保護先に移行する一定のルールを設け、速やかにケースワークを実施。 |  |
| 多様な一時保護の場の整備 | 子どものニーズに合わせて適切な一時保護ができるよう、保護者等のニーズによる保護やリスクの低いケースには養育里親（はぐくみホーム）や市町村ショートステイ事業を拡充し、一定の閉鎖的環境（シェルター機能）が必要なケースには児童養護施設における一時保護専用施設の整備を推進することで、体制の充実を図る。 |  |
| 一時保護中の教育・学習の支援 | 教員免許所持職員による学習支援と学力に応じた教材の充**実** | 学習の時間は、教員資格を所持する学習支援員が主となり指導を実施。  また、小・中学校の各学年に準拠した学習プリントを活用し、各児童の学力に合わせて実施。 |  |
| 原籍校との連携 | 原籍校に対し、出席に関する取扱いの検討や使用している教材の提供を依頼。定期テスト等を原籍校と連携し実施。  また、大阪府教育庁が使用している学習教材を一時保護所においても活用できるように整備する等、学習環境の充実に向けた取組みを実施。 |  |
| 通学の保障 | 子どもの安全確保を優先にしつつ、できる限り原籍校への通学が可能になるよう、より地域に近い児童養護施設や里親等へ一時保護委託を行う。 |  |
| (4)「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進 | ①包括的な里親等支援体制の構築や委託率の向上に向けた取組みの推進 | 包括的な里親等支援体制の構築 | 里親支援機関A型の設置 | 子ども家庭センター管内全域を対象として、「里親のリクルート及びアセスメント」「登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修」「子どもと里親家庭のマッチング」「里親養育への支援」までを包括的に一貫して支援する里親支援機関A型（1か所の支援機関あたり40家庭の里親を管理・支援）の設置を推進。 |  |
| 里親支援機関B型の設置 | 児童養護施設や乳児院に配置された里親支援専門相談員を中心に「所属施設の入所児童の里親委託の推進」「所属施設の退所児童のアフターケアとしての里親支援」「所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援」としての役割を担う里親支援機関B型（1か所の支援機関あたり20家庭の里親を管理・支援）の設置を推進。 |  |
| 養子縁組里親支援機関事業の実施 | 府域を超えた広報活動や里親家庭の選定、養子縁組里親の特殊性に応じた専門性の高い支援等の実践を目的として、養子縁組家庭への支援に関する専門性を有する民間団体と協働し、養子縁組里親のリクルートから委託後支援までの包括的な里親支援を実施。 |  |
| パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 | 新生児委託及び養子縁組の積極的な検討 | 実施条件が整っている場合には新生児委託を検討・実施し、新生児委託を促進。  入所中児童についても保護者が行方不明もしくは面会等が長期間途絶えているケースについて、養子縁組を積極的に検討。  また、「愛の手」への掲載後、一定期間養子縁組里親が見つからない場合においては、広域での委託検討を実施。 |  |
| 民間あっせん機関との連携 | 民間あっせん機関を通じて養親希望者より希望があった場合、あるいは保護者が民間あっせん機関にあっせんを依頼した場合、民間あっせん機関との連携を開始するとともに連携のあり方について里親担当者会議で検討。 |  |
| 里親数の確保※ | 里親制度に関する広報啓発 | 里親会、里親支援機関、里親支援専門相談員、市町村等と連携し、広く効果的な広報啓発活動を実施。 |  |
| 里親の新規開拓 | 里親支援機関による取組みに加えて、養子里親支援機関によるシンポジウムや医療・保健従事者向け学習会への協力により養子縁組里親を開拓。 |  |
| 里親の専門性向上※ | 里親に対する研修等の実施 | 里親支援機関による取組みに加えて、民間施設等の持つ専門性や実践理論、資源を活用した研修を実施。また、経験豊富な養育里親経験者に対して専門里親に向けた研修を実施。 |  |
| 里親委託の推進※ | 子ども家庭センターにおける積極的な里親委託の検討 | 子ども家庭センターにおいて、新規措置時に積極的な里親等委託を検討するとともに、乳児院の入所児童に対して里親への早期措置変更アセスメントを実施。また、里親等委託が適当と考えられる施設入所児童については、措置変更に向けたケース協議を徹底。 |  |
| 保護者の理解促進 | 市町村における特定妊婦支援において里親制度の理解を促進するとともに、子ども家庭センターにおいて保護者に対する丁寧な説明を行うための職員研修を実施。 |  |
| 適切なマッチングの推進 | 里親委託検討時のアセスメントツールの活用や、子ども家庭センター間での里親情報の共有を徹底するとともに、未委託の里親家庭の状況把握と再アセスメントの実施に努める。 |  |
| 里親の活動支援※ | 里親への支援・安全配慮の充実 | 受託中の里親への訪問支援等の強化や、必要に応じたレスパイト・ケアの活用を調整。  また、安全確認チェックリスト等の活用により委託児童の年齢や発達に応じた安全配慮を検討。 |  |
| 市町村との連携体制の構築 | ショートステイにおける里親の活用を市町村に対して提案するとともに、母子保健や子育て支援サービス、要保護児童対策地域協議会等における市町村との連携を強化。 |  |
| ②施設等の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた働きかけ | 施設等の人材確保 | 就職フェアの開催 | 新卒者等の若い世代の就職や出産・子育てにより退職した女性など、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、就職フェアの開催等を通じて新たな担い手となる人材を確保。 | 児童養護施設等実習生受入・就職促進事業 |
| トライアル雇用の実施 | 雇用のミスマッチの解消に向け、施設でのトライアル雇用を実施。 |
| 福祉職員養成講座の実施 | 社会的養護への理解と関心を高め将来の専門人材の確保を図るため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会等と連携して福祉職員養成講座を充実。 |
| 基幹的職員の養成 | 大阪府社会福祉協議会に設置されている大阪社会福祉研修センターと連携し、新たな課題等に対応できる基幹的職員研修をはじめ、施設職員の定着支援・モチベーションの向上のためのキャリアパスの設定やスキルアップ研修等を実施。 | 基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修事業 |
| 専門的ケアの充実 | 専門職の配置 | 心理療法担当職員を全対象施設に配置するとともに、医療的ケアが必要な子どものいる施設には看護師を配置。  入所児童の学習習慣の定着やサポートを目的として全対象施設に学習指導員を配置。 |  |
| 施設入所児童や里親委託児童等に対する回復支援 | 施設入所児童や里親委託児童等に対して中央子ども家庭センター「こころケア」によるトラウマ治療を中心とした回復支援を実施。 |  |
| 家族再統合支援の実施 | 子ども家庭センターにおいて、施設・里親等と連携・協力して、家族再統合支援を実施。  特に、家庭支援専門相談員等との協働を進め、家族関係や問題のアセスメント力の強化を図り、子どもやその家族とも目標を共有しながら効果的な支援を実施。 |  |
| (5)施設退所児童等に対する自立支援の充実 | ①社会性の獲得や、自立する力を身につけるための支援の提供 | 相談支援体制の構築 | 生活相談支援（退所を控えた子どもたちへの支援）の実施 | 施設・里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの不安や悩み等への相談支援を実施。  教育機関を退学した子どもたちの進路や求職活動等に関する問題についての相談支援を実施。 | 大阪府社会的養護自立支援事業 |
| 大学等卒業までの住まい等の確保 | 大学等就学者の卒業までの居住支援事業の実施 | 生活基盤や心身が不安定な者や大学等へ通う者に対して居住の場を提供する施設や里親等に対して、居住費や生活費を支援。 |
| 社会生活技術の向上 | ソーシャルスキルトレーニング講習会の実施 | 児童養護施設等の退所を前にした児童が、テーブルマナー等の社会生活技術を学ぶための講習会を実施。 |
| ②自立した後も支えとなるような支援の充実 | 相談支援体制の構築 | 生活相談支援（退所した子どもたちへの支援）の実施 | 退所後の生活上の問題や就学・就労に関する問題について、施設・里親等と連携した相談支援を実施。  対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等を行うための支援を実施。 |
| 就労相談支援の実施 | 児童養護施設等の退所者等の社会的自立を支援するため、適切な就業環境の確保や定着支援等を実施。 |
| 家賃や生活費の支援 | 自立支援資金貸付事業の実施 | 児童養護施設等の退所者等のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を実施。 | 自立支援資金貸付事業 |
| 身元保証人の確保 | 身元保証人確保対策事業の実施 | 児童等の自立を支援する観点から、進学・就職、アパート等の賃借時に児童養護施設等の施設長等が保証人となった場合に損害賠償保険料を負担。 | 身元保証人確保対策事業 |
| (6)子どもの権利擁護の充実 | ①子どもが意見を表明しやすい環境づくり | 子どもが自らの権利を理解し、意見表明できる仕組みの構築 | 「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なおしらせ」（届出はがき付き）の運用 | 社会的養護関係施設や里親等で暮らす子どもが、自らの権利を認識し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した「子どもの権利ノート」をすべての児童に渡し、子どもの年齢や理解力に応じた説明を実施。  「子どもの権利ノート」には、「あなたへの大切なおしらせ」（届出はがき付き）を添付し、使い方について子どもの年齢に応じた説明をするとともに、届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応。 |  |
| 子どもの意見を聴取し支援に反映する仕組みの構築 | 子ども家庭センターによる施設訪問調査の実施 | 子どもを措置等している施設や里親等に対し、子ども家庭センターの担当ケースワーカーが年1回訪問し、子どもや家族の状況について調査を実施。その際に、可能な限り直接子どもとの面接を実施。 |  |
| 「アドミッションケアから援助計画」および「自立支援計画」の作成 | 子どもや家族についてのアセスメントに基づき、子ども家庭支援センターは長期的な見通し・目標と当面の課題・問題点について整理し、具体的な援助の方法を示す。その計画を受けて、施設は子どもの状態や発達段階及び家族の状況に応じて具体的な支援内容や方法を作成する。なお、これらの支援計画については、子どもの成長・発達や家族状況の変化に伴い、定期的な見直しを行っている。 |  |
| ②権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築 | 被措置児童等に対する人権侵害の防止と発生時の対応の検証・再発防止 | 「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会」の開催 | 虐待行為や児童間のトラブルへの対処について取り上げ、事案への対応について検証するとともに再発防止に向けた取組みを推進。 |  |
| 子どもの権利擁護に関する研修の実施 | 被措置児童等虐待を予防・防止するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と共催で、事案への対応方法や職員の意識向上につなげるための研修等を行い、施設で働く職員の人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知。 |  |
| 意見や苦情を言いやすい環境と解決のための仕組みの構築 | 第三者委員の設置による苦情解決の推進 | 全ての社会的養護関係施設に第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進。  これらの仕組みが有効に機能するよう、指導監査等により指導・助言を実施。 |  |
| 施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり | 苦情解決のための担当職員の配置や、苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置や児童自治会の運営など、社会的養護関係施設における、子どもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを支援。 |  |